

制限付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和 7年 4月25日

高槻市長 濱田 剛史

制限付一般競争入札要綱（郵便入札）

1 発 注 番 号	53	2 工 事 名 称	阿武野認定こども園給食室新築その他機械設備工事
3 工 事 場 所	高槻市氷室町四丁目16-1地内		
4 工 事 概 要	給食棟増築 S造 地上1階 延べ面積81㎡ 既存棟改修工事 上記に伴う機械設備工事一式		
5 工 期	令和 7年 5月30日 から 令和 8年 3月 6日 まで		
6 週 休 2 日 工 事	発注者指定方式（通期の週休2日工事）		
7 入 札 参 加 資 格	次に掲げる要件を全て満たしている特定建設工事共同企業体であること。 1 共同企業体の代表者・構成員共通の要件 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 本市の令和 7年度入札参加資格者名簿に登録されていること。 (ただし、必要書類が提出されていること。また、令和 7年度新規登録業者でないこと。) (3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 (4) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。（ただし、法令の規定により適用を除外されている場合を除く。） 2 共同企業体の代表者の要件 (1) 経営事項審査結果の「管」の総合評定値（本工事公告日現在、最新のもの）が1,000点以上で、他の構成員の評定値を下回らないこと。 (2) 平成27年度以降に国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注した機械設備工事で、元請けとして1件あたり請負契約金額5,000万円以上の施工実績があること。 (3) 「管工事業」の特定建設業の許可を有し、専任の監理技術者の配置が可能であること。 ※特定営業所技術者は配置できない。 ※建設業法第26条第3項第2号による監理技術者補佐を専任配置する場合に限り、監理技術者の兼任配置を受注者において2件まで可とする。 3 共同企業体の構成員の要件 (1) 市内業者（高槻市内に本店を有する者）で、本市入札参加資格者名簿の「第1希望で管工事」に登録されていること。 (2) 「管工事業」の特定建設業の許可を有していること。 (3) 高槻市指定給水装置工事事業者であること。		
8 共同企業体基準	(1) 共同企業体の構成 : 2者 ※市内業者を含むこと。 (2) 1者当りの出資比率 : 30%以上 ※ただし、総合評定値が上位の者の出資比率が、下位の者の出資比率を下回ってはならない。 (3) その他 : 代表者及び構成員は、本工事の2以上の共同企業体の代表者または構成員となることはできない。		
9 共同企業体代表者・構成員の申込み制限	○ 別紙「申込み制限数ほか」のとおり ※共同企業体として参加する場合も、代表者及び構成員を問わず申込み制限数の対象となる。		
10 設 計 図 書 等	○ 設計図書等の確認 : 高槻市ホームページからダウンロードして確認すること。		

11 設計図書に対する質問及び回答	(1) 質問の方法 : 設計図書に対する質問がある場合は、高槻市ホームページ等に掲載している「質問書」を、「(2) 質問書の提出先」に提出すること。 なお、入札手続に対する質問は電話にて随時受付を行う。 (2) 質問書の提出先 : https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11957 (3) 質問受付日時 : 令和 7年 5月 9日 午後 1時から 午後 5時まで (4) 回答日時及び方法 : 令和 7年 5月14日 午前10時から 高槻市ホームページに掲載
12 提出書類および郵送方法	(1) 入札書 : 入札金額（消費税抜き）及び3桁の抽選用数字を所定の欄に記入する。 内封筒に封入する。 (2) 積算内訳書 : 積算内訳書の合計金額（消費税抜き）は、入札金額と同一であること。 内封筒に封入する。 (3) 制限付一般競争入札参加申出書 : 外封筒に封入する。 (4) 建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体代表者用） : 外封筒に封入する。 (5) 建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体構成員用） : 外封筒に封入する。 (6) 特定建設工事共同企業体協定書 : 三枚作成し、そのうちの一枚を提出すること。外封筒に封入する。 (7) 委任状及び使用印鑑届 : 代表者が作成し、提出すること。外封筒に封入する。 ※(1)～(7)を高槻市ホームページからダウンロードして作成すること。 (8) 郵送方法 : (1) 入札書と(2) 積算内訳書を封入した内封筒を、(3)～(7)とともに外封筒に封入し、一般書留または簡易書留の郵便で、高槻郵便局留で郵送すること。なお、内封筒及び外封筒には「共同企業体名称」を記載した上で、代表者の商号又は名称、入札日及び件名を記載すること。 (9) 到着期限日 : 令和 7年 5月20日 高槻郵便局必着
13 入札参加資格の審査及び他の入札に参加している場合の取扱い	(1) 代表者及び構成員が本件の開札日までに手持ち工事数の制限に達した場合には、その時点で本件に係る入札参加資格を失うものとする。 (2) 制限付一般競争入札参加申出書等により入札参加資格を審査し、失格とする者には通知する。
14 入札成立の条件	○ 必要応募者数 : 応募時点で、応募者数が2に満たない場合は、入札不成立とする。
15 予 定 価 格	予定価格は事後公表とし、入札書開札時に公表する。
16 最 低 制 限 価 格	最低制限価格は事後公表とし、入札書開札時に公表する。
17 支 払 条 件	(1) 前金払 : 有 高槻市公共工事の前金払に関する規則による。 (2) 部分払 : 無
18 保 証 金	(1) 入札保証金 : 免 除 (ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の3に相当する額以上を徴収する。) (2) 契約保証金 : 必 要 (契約金額の10%以上) ※小切手の場合、銀行保証に限る
19 入 札 立 会 人	○ 入札立会人の選定 : 資格審査後、入札参加者の中から入札立会人を抽選で2名選定し、通知する。
20 入 札 日 時 等	(1) 入札日時 : 令和 7年 5月26日 午後 1時30分から なお、入札回数は1回とする。 (2) 入札場所 : 高槻市役所 本館4階 入札室
21 落 札 候 補 者	(1) 落札候補者の決定 : 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最も低い入札額を入れた者を落札候補者として決定する。 (2) 最低入札者が複数の場合 : 最低入札者が複数の場合、抽選して落札候補者を決定する。

22 落札者の決定	(1) 落札候補者の参加資格の再確認 : 落札候補者について下記書類の提出を求め、改めて参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。ただし、再確認の結果不適格の場合、改めて次順位者を落札候補者とする。 (2) 提出書類 : ・ 経営事項審査結果の総合評定値通知書の写し【代表者・構成員】 ・ 建設業許可証明書の写し【代表者・構成員】 ・ 工事実績契約書及び工事概要の確認できる設計図書等の写し【代表者】 ・ (本市の工事実績の場合は提出不要) ・ 監理技術者証の写し(裏面とも)【代表者】 ※健康保険被保険者証を提出する場合は、記号、番号、保険者番号及びQRコードにマスキング処理(該当箇所の黒塗り等)を施すこと。
23 契 約 書	(1) 契約書の作成 : 本市の定める様式により作成を要する。 (2) 電子契約を希望する場合 : 落札者決定後、下記URLから「高槻市電子契約システム用メールアドレス連絡票」を契約検査課に送信すること。 https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11263
24 無 効 の 入 札	(1) 本要綱に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札、並びに高槻市競争入札心得に示した条件等入札に関する条件に違反した入札。 (2) 最低制限価格を下回る入札。 (3) 入札書到着期限日を過ぎて到着したもの。 (4) 高槻郵便局留の一般書留又は簡易書留以外の方法で郵送されたもの (5) 入札価格の積算内訳書の提出を求められた入札で、その提出がないもの。 (6) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの。 (7) 郵送用封筒(外封筒)及び内封筒に入札日、件名、入札参加者の商号又は名称が記載されていないもの及び件名が確認できないもの。 (8) 郵送用封筒(外封筒)及び内封筒記載の件名及び入札参加者の商号又は名称と同封された入札書の件名及び入札者名の同一性が確認できないもの。 (9) 入札参加資格を確認された者であっても、入札時点までに高槻市指名停止基準に該当することになった場合は、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする。 (10) 高槻市工事成績評定結果の入札制度への活用要領第4条第1項に該当する者の入札。 (11) 入札書の入札者欄に共同企業体名称の記載がないもの。
25 そ の 他	(1) 開札日から契約締結日の間において、落札者又は落札候補者が高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けたとき又は同基準に掲げる措置事由に該当したときは契約を締結しないことがある。 (2) 落札者決定後、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

※ 上記条件は全て公告日現在におけるものとする。(ただし、「7 入札参加資格」における技術者の専任配置に関する条件を除く。)

高槻市桃園町2番1号
高槻市 総務部 契約検査課
電話 072-674-7502 FAX 072-674-2198
高槻市ホームページ <http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>